

枚方市防火協会 会 則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は枚方市防火協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は枚方消防署内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は枚方市内を管轄する消防署の行う各種事業に積極的に協力し消防行政の円滑な推進に寄与するとともに、会員自らも火災の未然防止を図り、もって火災のない安全な地域社会の建設に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 火災予防思想の普及宣伝
- (2) 消防法令の普及徹底
- (3) 火災予防研修、訓練等に対する助成
- (4) 防火対象物及び自衛消防隊の指導育成
- (5) 防火活動に関する視察及び調査研究
- (6) 防火功労者等の表彰
- (7) 消防署の行う行事の協力助成
- (8) その他目的達成に必要な事業

第三章 組織及び会員

(組 織)

第5条 本会の主旨に賛同する事業所等の代表者を会員とし本会を組織する。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は所定の手続きにより入会することができる。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとする者は所定の手続きにより退会することができる。

- 2 相当期間の会費不納のとき又は移転等による所在不明のときは前項の手続きがなされたものとみなすことができる。

第四章 役員

(役員)

第8条 本会の役員として理事を置く。理事の定員は70名とし、うち10名は次項の常任理事とする。

2 本会に次の各号に掲げる常任理事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長5名
- (3) 会計 2名
- (4) 監査 2名

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは副会長の互選によりその会務を代行する。
- 3 会計は本会の経理を掌理する。
- 4 監査は会計事務を監査する。
- 5 理事は本会の会務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員任期は前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

(役員改選)

第11条 監査及びその他の理事は総会において会員の中から選出する。

- 2 会長、副会長及び会計は理事会において前項の理事の中から選出する。

第五章 顧問及び相談役並びに名誉会長

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は本会に対し功績のある者又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は本会の諮問に応じ役員会に出席し会務全般にわたり意見を述べることができる。

(名誉会長)

第12条の2 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長職を概ね10年以上務めた者又は本会に対して特筆すべき功績があった者とし、総会にて承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会発展のために会長の求めに応じて会務に協力する。

第六章 会 議

(会議の招集)

第13条 会議は総会及び役員会とし会長がこれを召集する。

(会議の議長)

第14条 会議の議長は出席会員の中から選出するものとする。

(会議の議事)

第15条 会議の議事は出席会員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長がこれを決する。

2 議長は議事録を作成し保存しなければならない。

(署 長)

第16条 署長は会議に出席し意見を述べることができる。

(総 会)

第17条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第18条 定時総会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員総数の5分の1以上が目的たる事項を示して要請したときに開催する。

(総会の付議事項)

第19条 総会は次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 会則の改正

(2) 監査及びその他の理事に係る役員改選

2 総会は次の各号に掲げる事項について承認する。

(1) 会長、副会長及び会計に係る役員改選

(2) 予算及び事業計画

(3) 決算及び事業報告

3 総会はその他会長が必要と認めた事項を審議する。

(役 員 会)

第20条 役員会は理事会及び常任理事会とする。

(役員会の開催)

第21条 役員会は必要に応じて開催する。

(役員会の付議事項)

第22条 理事会は次の各号に掲げる事項を議決し総会の承認を受けるものとする。

(1) 会長、副会長及び会計に係る役員改選

(2) 予算及び事業計画

(3) 決算及び事業報告

2 理事会は次の各号に掲げる事項を審議し必要があるときは総会に提出するもの

とする。

- (1) 会則の改正
 - (2) その他会長が必要と認めた事項
- 3 常任理事会は本会運営に必要な事項全般について審議し必要があるときは理事会及び総会に提出する。

第七章 部 会

(部 会)

第23条 会長は第4条に規定する事業を効率的に推進するため部会を設けることができる。

- 2 部会長は副会長が兼ねるものとする。
- 3 部会規程は別に定める。

第八章 事務局及び委員会

(事 務 局)

第24条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長並びに職員若干名を置くものとする。

(委 員 会)

第25条 会長は必要に応じ委員会を設けることができる。

- 2 委員長及び委員は役員の中から会長がこれを委嘱する。

第九章 経費及び会計

(経 費)

第26条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第27条 会費は1口あたり6,000円とし、口数については概ね別表のとおりとする。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十章 雑 則

(備付簿冊)

第29条 本会に次の簿冊をそなえなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会費徴収簿

(5) 証憑書類

(6) 会議記録簿

- 2 会員は請求により簿冊を縦覧することができる。
- 3 簿冊については永久保存とする。

附 則

1. 本会は財団法人大阪府危険物安全協会に加入するものとする。
2. 従前の枚方市危険物品協会々則は廃止する。
3. この会則は昭和37年6月15日から実施する。

附 則

1. この会則は昭和44年4月1日から実施する。

附 則

1. この会則は昭和47年8月12日から実施する。

附 則

1. この会則は昭和49年6月21日から実施する。

附 則

1. この会則は昭和53年6月19日から実施する。但し、第33条の改正規定「6,000円」は昭和54年4月1日から実施する。

附 則

1. この会則は昭和57年5月21日から実施する。

附 則

1. 本会は枚方市寝屋川市防火協会連絡協議会に協力するものとする。
2. この会則は平成5年6月15日から実施する。

附 則

1. この会則は平成20年5月29日から実施する。

附 則

1. この会則は平成24年5月22日から実施する。

別表 基準口数

従業員数による口数

従業員数	口数
1～10人	1口以上
11～50人	2口以上
51～100人	3口以上
101～300人	4口以上
301人以上	5口以上

危険物許可施設数による口数

危険物許可施設数	口数
1～5施設	1口以上
6～10施設	2口以上
11～30施設	3口以上
31～50施設	4口以上
51施設以上	5口以上

1. 基準口数は従業員数による口数と危険物許可施設数による口数の合計とし、役員については更に1口を加算する。
2. 口数の上限は20口を限度とする。